

代理の方が窓口でお手続きされる場合です。

個人番号カード等券面記載事項変更届

(あて先) 函館市長

令和 年 月 日届出

※ 該当する□に✓をつけてください。

No.	氏名	個人番号	カード種別
1	北海道子		<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード
2			<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード
3			<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード

No.	電子証明	IC更新	券面印刷	券面検証
1	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要			
2	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要			
3	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要			

変更事項・変更理由に✓印をつけてください。

現在お持ちのカードの記載事項の中で、変更した内容を記入してください。

変更事項	変更理由	変更後の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 旧氏 <input type="checkbox"/> 通称※ <small>(※外国人住民のみ)</small>	<input type="checkbox"/> 転入 <input checked="" type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 職権修正 <input type="checkbox"/> () <input checked="" type="checkbox"/> 職権修正 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 記載 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 職権修正	函館市 東雲 町 丁目 4 番 地 13 号 <small>(アパート名等)</small> 市役所ハイツ 102号 北海道子

受付	照会
本人確認(イ・ウ・エの場合のみ) マ・免・パ・住・障・外・在・特永 健・介・年・社・学・生・診・通帳 その他()	

上記の方と同一世帯の場合は「イ」に、法定代理人の場合は「ウ」に、別世帯のばあいは「エ」に✓印をつけてください。「ウ」「エ」の場合は、本人との関係と住所もご記入ください。また、「エ」の場合は『注3※』のとおり、もう一度来庁していただくこととなります。

届出人	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input checked="" type="checkbox"/> エ <small>上記の者の法定代理人です。(□親権者 □成年後見人 □左記以外の法定代理人) ※※ 別紙委任状のとおり 本届出に係る一切の権限を受任しています。(同一世帯員以外の代理人)</small>
署名・押印	函館市雄 (押印はウ・エの場合のみ) 兄 <small>本人との関係 (ウ・エの場合のみ)</small>
住所 (ウ・エの場合のみ)	北海道函館市美原1丁目26番8号 <small>アパート名等</small> 竜田マンション 701
電話番号	0138 - 00 - 0000 (自宅 ・ 携帯電話 ・ 勤務先)

代理人の方についてご記入ください。※本人確認させていただきます。

注1 手続きには数字4桁の暗証番号が必要です。なお、「エ」の場合は注3のとおり一度の来庁では手続きを完了できません。
 注2 「ウ」「エ」は別途書類が必要となる場合がありますのでご注意ください。詳細は窓口職員へお問い合わせください。
 注3 記載事項変更届において、届出人が「エ」の代理人に該当する場合、本届書を受付後、本人宛に函館市から送付する照会書に回答していただきます。照会書に必要事項を記入、暗証番号へ目隠しシールを貼付、封緘のうえ代理人が持参することで、手続きが完了します。
 ※ なお、転入時の継続利用につきましては、本人の出頭が困難であることを疎明する資料の提出が必要となります。

扱 本 湯 銭 亀 戸 恵 榎 南